

三好市歴史的風致維持向上計画（第2期）



平成31年4月
徳島県三好市

目 次

序章 はじめに「計画策定にあたって」

1. 計画策定の目的と役割	・・・ 1
2. 計画期間	・・・ 2
3. 計画の策定体制	・・・ 3
4. 計画の位置づけと策定の流れ	・・・ 4
5. 計画策定の経緯	・・・ 5

第1章 「三好市の歴史的風致形成の背景」

1. 自然的環境	・・・ 6
(1) 位置	・・・ 6
(2) 地形	・・・ 7
(3) 河川	・・・ 8
(4) 気象	・・・ 9
2. 社会的環境	・・・ 10
(1) 変遷	・・・ 10
(2) 土地利用	・・・ 12
(3) 人口動態	・・・ 14
(4) 交通機関	・・・ 16
(5) 産業	・・・ 18
3. 歴史的環境	・・・ 28
4. 文化財等の分布状況	・・・ 33
(1) 指定等文化財	・・・ 33
(2) 指定等文化財の分布状況	・・・ 34
(3) 未指定文化財の分布状況	・・・ 40

第2章 「三好市の維及び向上すべき歴史的風致」

三好市の維持向上すべき歴史的風致の状況	・・・ 43
1. 吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致（祖谷）	・・・ 44
2. 吉野川上流域に残る歴史的風致（大歩危小歩危）	・・・ 63
3. 吉野川支流馬路川に残る歴史的風致（池田町佐野）	・・・ 70
4. 吉野川中流域に残る歴史的風致（池田町及び井川町）	・・・ 81
5. 吉野川中支流河内谷川に残る歴史的風致（三野）	・・・ 104

第3章 「三好市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針」

1. 三好市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題	・・・ 115
① 歴史的な建造物の保存と活用に関する課題	・・・ 115
② 歴史的な建造物の資材確保に関する課題	・・・ 116
③ 歴史的風致を形成する周辺の景観整備に関する課題	・・・ 117
④ 民俗芸能の継承と担い手及び伝統技術者の育成に関する課題	・・・ 118
⑤ 歴史的文化遺産の掘り起しと価値づけに関する課題	・・・ 119

2. 既定計画との関連性	・ 1 2 0
① 第2次三好市総合計画	・ 1 2 1
② 三好市都市計画マスタープラン	・ 1 2 2
③ 三好市景観計画	・ 1 2 3
④ 三好市農業振興地域整備計画	・ 1 2 6
⑤ 三好市伝統的建造物群保存地区保存計画	・ 1 2 8
⑥ 祖谷のかずら橋周辺整備構想	・ 1 2 9
⑦ 三好市文化振興基本計画	・ 1 3 2
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	・ 1 3 3
①歴史的建造物等の保存と活用	・ 1 3 3
②歴史的な建造物の資材確保	・ 1 3 3
③歴史的風致を形成する周辺の景観整備	・ 1 3 3
④民俗芸能及び郷土芸能の継承と担い手及び伝統技術者の育成	・ 1 3 3
⑤歴史的文化遺産の掘り起しと価値付け	・ 1 3 3
4. 計画実現のための体制	・ 1 3 4

第4章「重点区域の位置及び区域」

1. 歴史的風致の分布	・ 1 3 5
2. 重点区域の位置	・ 1 3 7
3. 重点区域の区域・名称・面積	・ 1 3 9
①吉野川支流祖谷川流域「祖谷地区」	・ 1 3 9
②吉野川支流馬路川流域「池田町佐野地区」	・ 1 4 2
③吉野川中流域「池田町及び井川町地区」	・ 1 4 3
4. 重点区域設定の根拠と歴史的風致維持向上の効果	・ 1 4 5
5. 良好な景観の形成に関する施策との連携とこれまでの成果	・ 1 4 6
①都市計画との連携	・ 1 4 6
②景観計画の活用	・ 1 4 7
③徳島県屋外広告物条例の活用	・ 1 5 2
④徳島県自然公園制度の活用	・ 1 5 6
⑤重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」保存計画の活用	・ 1 5 9
⑥農業振興地域整備計画の活用	・ 1 6 2

第5章「文化財の保存又は活用に関する事項」

1. 市全体に関する事項	・ 1 6 3
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	・ 1 6 3
(2) 文化財の修理（整備）に関する方針	・ 1 6 4
(3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針	・ 1 6 4
(4) 文化財周辺の環境の保全に関する方針	・ 1 6 4
(5) 文化財の防災に関する方針	・ 1 6 5
(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針	・ 1 6 5
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	・ 1 6 6
(8) 文化財行政の体制と今後の方針	・ 1 6 6
(9) 各種団体も状況及び今後の体制整備のい方針	・ 1 6 7

2. 重点区域に関する事項	・ 1 6 8
(1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画	・ 1 6 8
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	・ 1 6 9
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	・ 1 7 0
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	・ 1 7 1
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	・ 1 7 3
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	・ 1 7 4
(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	・ 1 7 6
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	・ 1 7 8

第6章「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	・ 1 7 9
(1) 歴史的建造物の保存と活用に関する事業	・ 1 7 9
(2) 歴史的な建造物の資材確保に関する事業	・ 1 8 0
(3) 歴史的風致を形成する周辺の景観整備に関する事業	・ 1 8 0
(4) 民俗芸能及び郷土芸能の継承と担い手及び伝統技術者の育成 に関する事業	・ 1 8 0
(5) 歴史的文化遺産の掘り起しと価値付けに関する事業	・ 1 8 0

第7章「歴史的風致形成建造物の指定の方針」

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針	・ 2 0 0
(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件	・ 2 0 0
(3) 歴史的風致形成建造物の対象	・ 2 0 0
(4) 歴史的風致形成建造物の今後の保存	・ 2 0 1
(5) 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方	・ 2 0 1
(6) 歴史的風致形成建造物の候補	・ 2 0 3

参考資料

参考資料	・ 2 1 0
------	---------

はじめに 「計画策定にあたって」

1. 計画策定の目的と役割

三好市は、平成18年(2006)3月に徳島県三好郡8町村のうち近隣6町村(三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村)との合併により、721.42Km²という四国一広い面積を持つ自治体となると同時に、国・県・市合わせて100件を超える指定文化財を有することとなった。合併後の三好市においては、広大な市域全体の一体感の醸成とともに、豊かな地域資源、歴史・文化遺産の活用による地域活性化が求められていた。

これらの取り組みを進める中で、平成20年(2008)5月に国土交通省・文部科学省・農林水産省の共管法として「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定され、同年11月に施行された。

そこで本市では、歴史的な町並みや地域固有の伝統文化等をまちづくりの要素の一つとして活用するため、同法による「三好市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成22年(2010)1月22日に認定を受け、計画に基づいた歴史的風致の維持及び向上に関する事業に8年間にわたって取り組んできた。

取り組みでは、重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」にある古民家再生整備事業として、8棟の空き家古民家を滞在型観光施設に整備し、ここを基点とした祖谷地区の文化財等を巡る周遊ルートを整備したほか、近隣にある歴史的建造物等の修理や修景を実施し、景観の向上に資する事業、祭礼行事などの伝統文化の継承に係る支援等を実施した。

その結果として、まちの魅力や景観の向上、外国人旅行者を含む観光客の増加、民俗芸能の継承や町並み保存に関する住民活動の活発化などの成果が表れた。

一方で、居住者の減少や少子高齢化に伴う担い手不足は未だ深刻であり、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関する事業については更に重点的に取り組む必要がある。加えて、近年の観光客の増加に伴い、一部の地域への観光客の集中、外国人観光客への対応力の強化といった新たな課題への対策が求められている。

本市のまちづくりを進めるうえでの柱の一つとして、継続的に歴史的風致の維持及び向上を図ることで市民の郷土愛を育て、今後50年先にも本市固有の歴史的な町並みや伝統文化が継承されるとともに、取り組みから波及する交流人口の増加、定住の促進等による地域活性化につなげていくため、「三好市歴史的風致維持向上計画」の第2期計画を策定し引き続き事業を推進する。

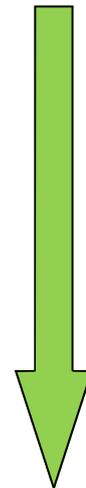
第1期計画における取り組み

- ◎重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」空き家古民家再生事業による滞在型施設の整備
- ◎阿佐家住宅復元修理事業による公開型施設の整備
- ◎観光案内板の修景
- ◎歴史的建造物の公有化
- ◎箸蔵寺の祭礼行事、民俗芸能等の継承に関する支援



成 果

- ◎滞在型及び公開型施設整備や景観の改善による魅力の向上
- ◎上記の整備等による外国人観光客を含む観光客の増加
- ◎各祭礼行事や民俗芸能等の継承に関する住民活動の活発化
- ◎伝統的な町並み保存に関する住民活動の活発化



課題

- ◎歴史的建造物の維持や伝統文化等の担い手不足
- ◎一部の地域への観光客の集中
- ◎外国人観光客への対応力の強化



第2期計画の策定

2. 計画期間

本計画の期間は、終期を第2次三好市総合計画と整合させ、2019（平成31年度）から2027年度までの9ヵ年とする。

3. 計画の策定体制

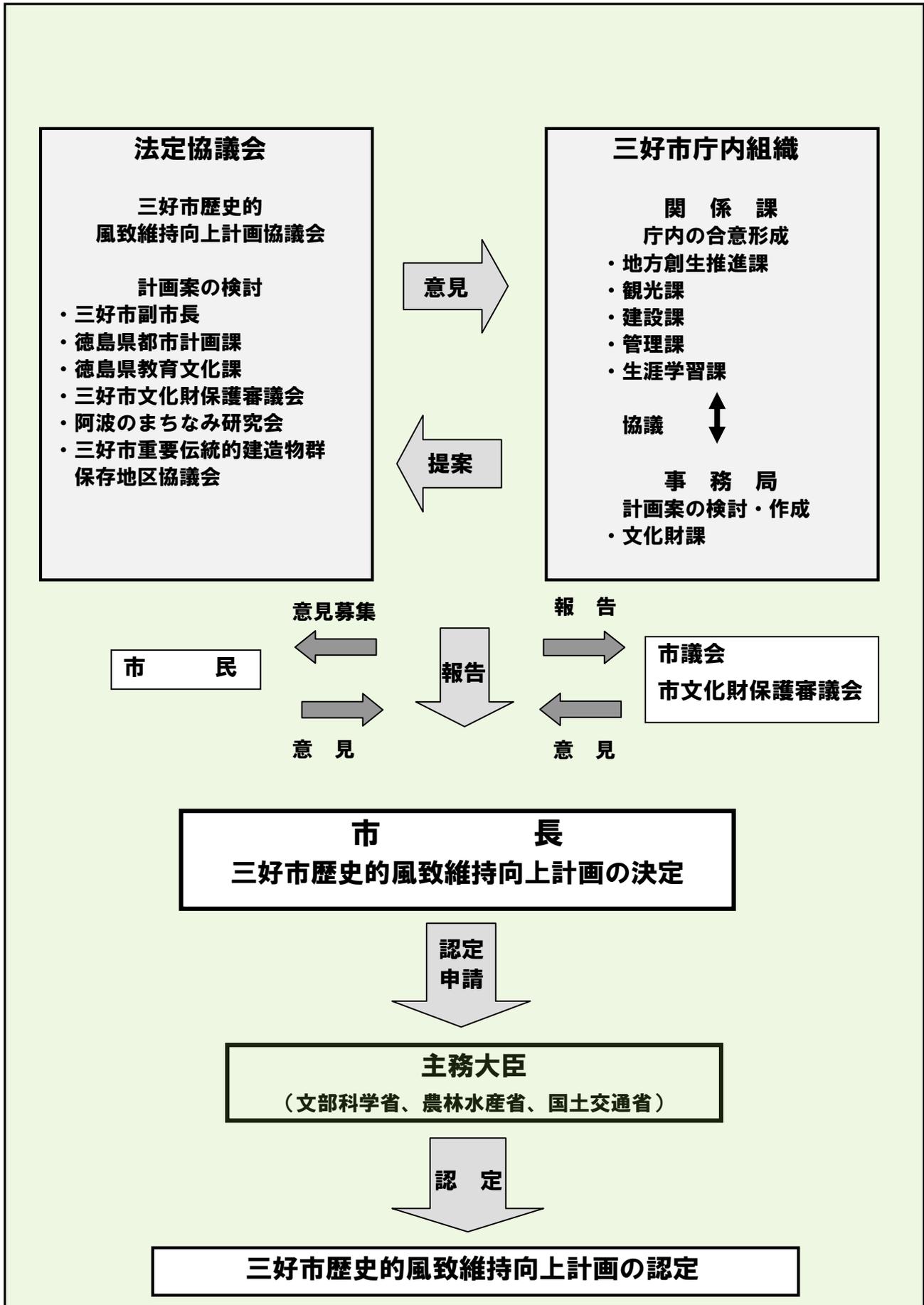
本計画策定においては、教育委員会文化財課及び関係担当課で組織する作業部会において作成した素案を基に、学識経験者、徳島県教育委員会、徳島県都市計画課などで組織された三好市歴史的風致維持向上計画策定委員会において検討を行い、意見をいただき計画案の作成を行った。

その後パブリックコメントを実施し、各意見を踏まえた計画案について、再度協議会へ意見聴取を行うとともに、文化財保護審議会へ意見聴取を行い、「三好市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定した。

■三好市歴史的風致維持向上計画策定委員会

役職	氏名	所属部署・役職等	備考
委員長	増井 正哉	京都大学大学院教授	学識経験者
副委員長	喜多 順三	阿波のまちなみ研究会代表幹事	学識経験者
委員	伊藤 龍二	徳島県県土整備部都市計画課課長補佐	行政・徳島県
委員	早瀬 隆人	徳島県教育委員会教育文化課課長補佐	行政・徳島県
委員	南 敏治	落合重要伝統的建造物群保存協議会会長	歴史的風致維持向上施設管理者
委員	木村 茂	木村家住宅管理者	重要文化財建造物等管理者
委員	下川 清	三好市文化財保護審議会会長	祖谷山研究会代表
委員	橋本 美保	徳島県文化財マイスター	建築士
委員	田中 真二	三好市財政課主幹	行政・市
委員	谷川 信吾	三好市観光課主任主査	行政・市
委員	竹本 博志	三好市地方創生推進課主任主査	行政・市
委員	楠目 弘和	三好市管理課主査	行政・市
委員	石山 健介	三好市観光課主事	行政・市
事務局長	山崎 陽子	三好市文化財課課長	行政・市
事務長次長	安藤 彰浩	三好市文化財課主幹	行政・市
事務局	宮田 健一	三好市文化財課主査	行政・市

(4) 計画の位置づけと策定の流れ



5. 計画策定の経緯

計画策定経過（平成20年度～平成30年度）

- 平成20年 5月23日「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布
- 平成21年 8月19日策定委員会（4回実施）
～平成22年10月20日パブリックコメント実施
- 平成22年 11月11日三好市文化財保護審議会（案への意見を求める）
- 平成22年 11月15日第1回計画協議会（法定協議会）
- 平成22年 11月15日三好市歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 平成22年 11月22日三好市歴史的風致維持向上計画の認定
- 平成26年 3月14日三好市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

第2期計画策定経過（平成30年度～平成31年度）

- 平成30年 5月 9日第1回計画検討委員会
- 平成30年 9月19日策定委員会（関係課）
- 平成30年 10月12日第2回計画検討委員会
- 平成31年 2月 1日 パブリックコメント実施
- 平成31年 2月27日三好市文化財保護審議会（案への意見を求める）
- 平成31年 2月28日三好市歴史的風致維持向上計画（第2期）の認定申請